

上下水道ビジョン・上下水道事業中期計画 ~目指すべき将来像と主な取組~

30~50年後の 目指すべき 将来像 01 安全な上下水道機能を確保し、安心して暮らせる市民生活を守ります

上下水道は、いつでも、どこでも、だれにでも、安全でおいしい水道水の供給や、安定した工業用水の供給、汚水・雨水の適切な排水機能の確保により、首都圏に位置する好立地を生かして発展を続ける本市の市民生活の基盤として、市民の生命・財産や事業者の経済活動を守り続けていきます。

広域連携による良質で安全な水の供給



中期計画期間(平成29~33年度)の主な取組

水質管理の徹底

水道水に対するリスクに対応する「水安全計画」を実行することで総合的な水質管理を行うとともに、「水質検査計画」に基づいて検査を実施し、その結果を提供します。また、水質検査結果の精度と信頼性については「水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)」により確保します。

重点化地区等における浸水対策

浸水シミュレーションの実施結果から、浸水リスクが高いことが確認された6地区を新たな重点化地区に位置付け、対策を推進するとともに、それ以外でも局地的な浸水被害が発生している箇所においては、個別の状況確認を踏まえた対策を実施します。



環境への配慮

30~50年後の 目指すべき 将来像 03 快適な水環境や地球環境に配慮した事業を推進します

水源を共にする県内水道事業者等と連携し、水源水質の保全や貴重な水源の有効利用を図るとともに、下水道システムにより使った水をきれいに川や海へ戻すことで快適で暮らしやすい水環境を維持・創造しており、放流先である海や川など水辺も良好な環境となっています。また、本市の地形を生かして水源から家庭までの自然流下による給水や再生可能エネルギーの活用、産学官連携等の取組による資源の循環など、環境にやさしい事業運営により、地球環境に貢献しています。さらに、国際展開を通じて世界の水環境改善に貢献しています。

下水道による良質な環境の創造



中期計画期間(平成29~33年度)の主な取組

自然流下による水道システム

地形の高低差による位置エネルギーを生かした自然流下方式の水道システムを継続します。



再生可能エネルギーの利用

水道・工業用水道・下水道施設の一部等に設置した太陽光発電や水力を利用した小水力発電などの再生可能エネルギーを有効に利用するとともに、新たに入江崎水処理センター西系再構築施設にも、太陽光発電設備を設置します。



30~50年後の 目指すべき 将来像 02 強靱な上下水道 災害時においても機能を維持できる強靱な上下水道を目指します

人口密度が高く、事業所や研究開発機関等が集積する本市において、大規模地震や津波といった災害等の非常時でも、市民や事業者の生命・財産を守るため、施設機能に重大な影響が及ぶことなく、被害を最小限に抑制し、迅速に復旧する上下水道になっています。

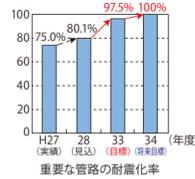
耐震化された強靱な上下水道施設



中期計画期間(平成29~33年度)の主な取組

水道施設・管路の耐震化

再構築事業により水道の浄水施設及び工業用水道の調整池の耐震化率は100%となりましたが、引き続き、配水池・配水塔や工業用水道の耐震化を進めます。水道管路については、管路の更新にあわせて耐震化を進め、このうち、重要施設(市立小・中・高等学校等の避難所及び重要な医療機関)への供給ルートの管路や老朽配水管を「重要な管路」と位置付け、平成34年度を目標に耐震化を完了します。



下水管きよ・施設の耐震化

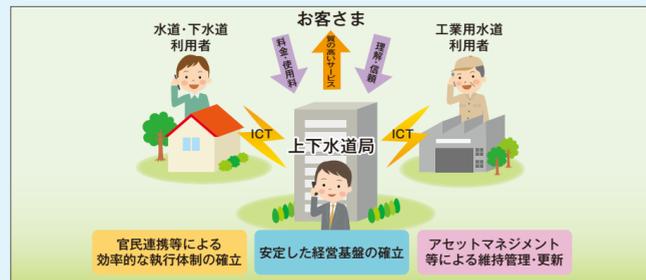
重要施設等と水処理センターとを結ぶ下水管きよなどの「重要な管きよ」を、優先的に耐震化します。特に老朽管が多い川崎駅以南の地域の耐震化を進めますが、川崎駅以北の地域についても耐震診断を行い、重要な管きよの耐震化に取り組みます。水処理センター・ポンプ場での地震対策として、施設を運転・制御する機能(管理機能)と下水を下流へ流す機能(揚水機能)の確保に優先的に取り組みます。



30~50年後の 目指すべき 将来像 04 お客さまサービスの充実 質の高いサービスの提供と持続可能な経営基盤の確保を目指します

ICT(情報通信技術)の活用などによる双方向のコミュニケーションを通じ、お客さまのライフスタイルにあわせた質の高いサービスを提供しています。また、コンパクトな給水区域及び下水処理区域を生かして、アセットマネジメント等による施設の維持管理、更新が図られ、適切な建設投資が行われているとともに、様々な経営の効率化と適正な受益者負担のもと、持続的な経営がされています。

お客さまサービスの提供と経営基盤の確保



中期計画期間(平成29~33年度)の主な取組

お客さまセンターの品質向上

上下水道局の総合受付窓口である上下水道お客さまセンターの品質向上を図るため、応答・対応時間の短縮などに向けた業務マニュアルの更新、FAQ(よくある質問)の充実、研修の実施などに取り組めます。



人材育成・意識改革

人材育成計画に基づく研修などの取組や国内外の貢献活動を通じて人材育成を推進するとともに、働きやすい、働きがいのある環境づくりと、職員の意識改革・意欲向上の推進を図ります。



平成28年度 水質検査結果のお知らせ

平成28年度の水質検査計画に基づく水質検査が終了し、市内給水栓11か所で水質基準項目(下表)の水質基準を満たしていました。3月末には、平成29年度の水質検査計画を策定しており、この計画に基づき水質検査を行います。内容は、上下水道局ウェブサイト、各区の市政資料コーナーなどでご覧いただけます。

No	項目	市内11か所 平成28年度の最大値	基準値	適合
1	一般細菌	不検出	1mL中集落数100以下	○
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	○
3	カドミウム及びその化合物	不検出	0.003mg/L以下	○
4	水銀及びその化合物	不検出	0.0005mg/L以下	○
5	セレン及びその化合物	不検出	0.01mg/L以下	○
6	鉛及びその化合物	不検出	0.01mg/L以下	○
7	ヒ素及びその化合物	不検出	0.01mg/L以下	○
8	六価クロム化合物	不検出	0.05mg/L以下	○
9	亜硝酸態窒素	不検出	0.04mg/L以下	○
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	不検出	0.01mg/L以下	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.1	10mg/L以下	○
12	フッ素及びその化合物	0.12	0.8mg/L以下	○
13	ホウ素及びその化合物	0.01	1.0mg/L以下	○
14	四塩化炭素	不検出	0.002mg/L以下	○
15	1,4-ジオキサン	不検出	0.05mg/L以下	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	不検出	0.04mg/L以下	○
17	ジクロロメタン	不検出	0.02mg/L以下	○
18	テトラクロロエチレン	0.0001	0.01mg/L以下	○
19	トリクロロエチレン	不検出	0.01mg/L以下	○
20	ベンゼン	不検出	0.01mg/L以下	○
21	塩素酸	0.04	0.6mg/L以下	○
22	クロロ酢酸	不検出	0.02mg/L以下	○
23	クロロホルム	0.010	0.06mg/L以下	○
24	ジクロロ酢酸	0.004	0.03mg/L以下	○
25	ジブロモクロロメタン	0.0012	0.1mg/L以下	○
26	臭素酸	不検出	0.01mg/L以下	○

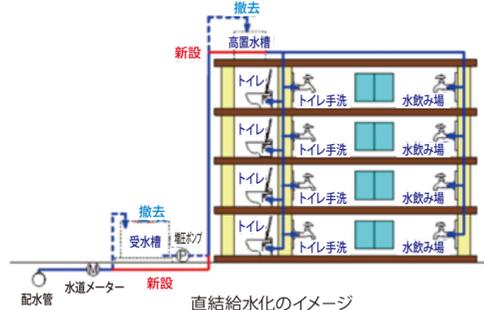
No	項目	市内11か所 平成28年度の最大値	基準値	適合
27	総トリハロメタン	0.016	0.1mg/L以下	○
28	トリクロロ酢酸	0.008	0.03mg/L以下	○
29	ブロモジクロロメタン	0.0046	0.03mg/L以下	○
30	ブロモホルム	0.0001	0.09mg/L以下	○
31	ホルムアルデヒド	0.004	0.08mg/L以下	○
32	亜鉛及びその化合物	0.01	1.0mg/L以下	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.039	0.2mg/L以下	○
34	鉄及びその化合物	0.032	0.3mg/L以下	○
35	銅及びその化合物	0.006	1.0mg/L以下	○
36	ナトリウム及びその化合物	8.5	200mg/L以下	○
37	マンガン及びその化合物	不検出	0.05mg/L以下	○
38	塩化水素イオン	9.2	200mg/L以下	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	64	300mg/L以下	○
40	蒸発残留物	130	500mg/L以下	○
41	陰イオン界面活性剤	不検出	0.2mg/L以下	○
42	ジエチルジシロキサン	0.000002	0.000010mg/L以下	○
43	2-メチルイソボルネオール	不検出	0.00001mg/L以下	○
44	フェノール界面活性剤	不検出	0.02mg/L以下	○
45	フェノール類	不検出	0.005mg/L以下	○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6	3mg/L以下	○
47	pH値	7.6	5.8以上8.6以下	○
48	味	異常なし	異常でないこと	○
49	臭気	異常なし	異常でないこと	○
50	色度	0.9	5度以下	○
51	濁度	0.2未満	2度以下	○

水道水質課 ☎ 044-911-3005 044-900-9545

学校直結給水化事業の実施について

平成23年度から平成27年度に実施した、市立小中学校の給水方式を受水槽式から直結式に切替える「学校直結給水化モデル事業」の検証結果を踏まえ、平成29年度から教育委員会と共同で「学校直結給水化事業」として実施します。

- 事業目的: ①次世代を担う子どもたちにおいしい水を提供し、蛇口から直接、水を飲む文化を継承すること ②配水管の水圧を有効利用することにより、環境負荷の低減を図ること
- 実施方法: 教育委員会の整備計画に基づき、年間2~3校程度、実施します。



直結給水化を実施した学校に貼ります



直結給水化のPRステッカー

直結給水化のPRポスター

水道計画課 ☎ 044-200-2496 044-200-3943